

一 人口の動き 一

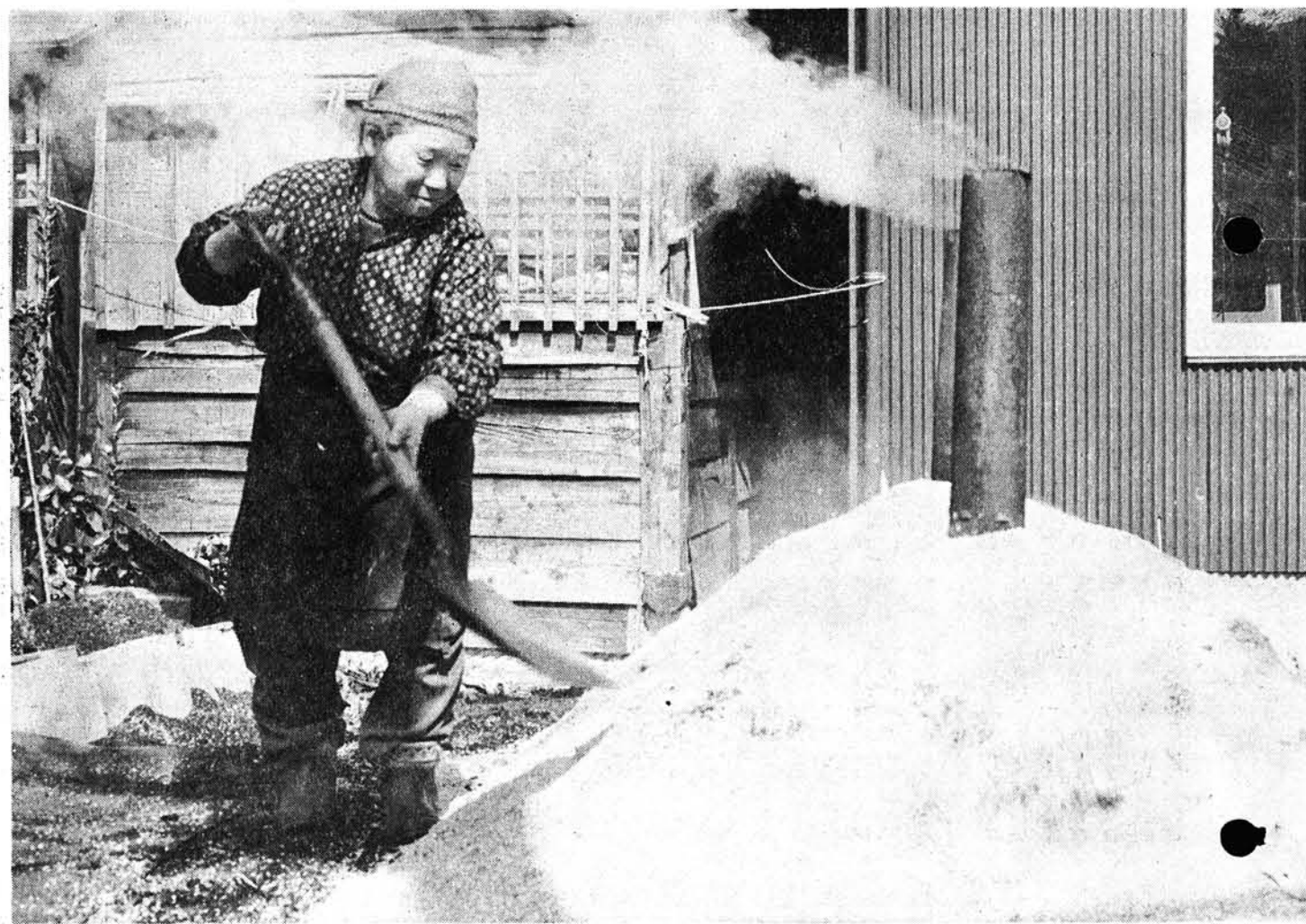
2月末日現在
()は1月末との比較

人口 5,919人(+2人)
男 2,898人(+1人)
女 3,021人(+1人)
世帯 1,266世帯(+1)
出生 5人 死亡 6人
転入 12人 転出 9人

広報

わしま

発行
和島村役場企画課
発行日
昭和50年4月1日
印刷所
西山町 三共印刷



役場 人事
退職(三月三十一日付)
川 瀬 俊 一 (開発振興課長)
異動(四月一日付)
開発振興課長事務取扱
清 野 精 合 (総務課長)
採用(四月一日付)
開発振興課
主事補 東 条 春 雄

春雷、春一番、春雨など冬であれば厳しい自然現象も春という文字がその上につくだけで暖かくやさしいものに感じられます。田仕事は、くんたんやきの煙によつて始まりを告げ、そんな風景の中で新入生は、元気に登校してゆきます。春とは冬の厳しさに傷ついたものをいやし、又新しい出発を意味するのかも知れません。

4月の心配ごと相談

日時……5日と25日
午前10時から午後3時まで
場所……福祉センター
内容……生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、身障相談、職業相談ほか

貸衣裳について

公民館では昭和三十二年から貸衣裳を始めましたのがもう十八年が経過しました。この間にいろいろの問題が

式服貸付改正(料金)

品目	現行	増額	新料金
打掛(特)	2,000	500	2,500
(1)	1,500	500	2,000
(2)	1,300	500	1,800
振袖(特)	2,000	500	2,500
(1)	1,000	500	1,500
(2)	700	500	1,200
留袖(特)	1,000	500	1,500
(1)	800	500	1,300
(2)	500	500	1,000
モーニング	1,500	500	2,000
(2)	1,000	500	1,500
喪服	1,000	500	1,500
紋付			4,000

の間いろいろの問題があらましたが皆様の力添えにより現在花嫁衣裳三組、紋付き袴一組、モーニング二組、留袖十組、喪服二組を取揃えました。御協力を感謝いたしますと共に今後とも一層の御利用をお願いいたします。なお、貸付料を四月一日より別表のように改定いたしますのでよろしくお願ひします

生活の一部に火の点検

暖かい季節を迎え、火に対する注意もゆるみがちです。少し注意すれば防げることですがそれを怠つたばかりに尊い人命や、財産を失うことになりかねません。皆さん一人一人が常に火の元に気を付けその心がまえを忘れないようにしましょう。

上桐チーム三連勝成る



公民館主催の村民混合バレーボール大会が、去る三月二日福祉センターを主会場として、盛大に開催されました。参加十七チーム、いまだかつてない多くのチームが参加し大会は、福祉センターと、北辰中学校の二会場で開催され

公民館よりお知らせ

公民館では、スポーツの場を拡充し、より多くの村民からスポーツに親しんでもらおうと、四月から毎月第三日曜日を「スポーツの日」として福祉センターの遊戯室を無料開放致します。大いに御利用下さい。なお、開放時間はつぎのとおりです。

4月保健衛生行事

日曜	種目	対象	時間	場所
五 土	健康相談	家族計画、又は健康について相談のある方	午前九時～十一時	総合福祉センター
十 木	妊婦検診	妊婦	午後一時半～三時	〃
十四 月	リハビリクリニック	卒中後遺症者機能訓練	午前九時～十一時	与板保健所
十六 火	乳児検診	満三ヶ月以上の乳児	午後一時半～三時	総合福祉センター
十八 金	血圧相談	血圧について相談のある方	午後一時半～三時	〃
三十 水	生ワク投与	昭和四十八年十一月一日～昭和四十九年十月三十一日までの出生者	午後二時半～三時半	〃

午前九時～午後四時まで。者はお出かけ下さい。
一、日時 四月十五日午前九時半より十時半まで
二、場所 和島村役場
三、料金 登録手数料 三百円、予防注射料 四百円(訪問注射の場合は千二百円)

基幹道路の整備・消防力増強 と社会福祉の充実

であります。四十九年度当初
に対して九千九十五万六千円
の増であり伸び率にして二四
、四％であります。

以上の財源を配分するに当
つて先づ留意いたしましたこ
とは、職員給与の改定が平
年度化することにもなる著
しい人件費の増加に堪がみ
まして、定員管理を励行し、
仕事の内容を分析し、且つ見
きわめて、不急不要部分を
し簡潔にして実質的な住民サ
ービスに連なる仕事の進め
のもとに、物件費は対前年比
一七％増に止め、経常費全体
についても例年に増して厳重
な審査を加え財源の重点配
分によつて、かねてからの村
重点項目の推進をはかるよう
意をそそぎました。

重点施策の概要を申し上げます。

その第一は、前年からの生
活関連社会資本の整備をはか
るよう本年も継続して基幹道
路の改良舗装を重点にす
める考であり、この為一般
財源投入率を昨年の六〇％増
で事業を遂行することとし
ました。村民の生命財産を
守る消防力増強については、
消防機整備計画の方針に従
つて昨年引続き消防ポンプ
積載車及び小型動力ポンプ各
一台を導入し、水槽一基を設
置する考であります。

重点項目の第二といたしま
しては、社会福祉の充実であ
ります。国県の福祉政策に対
応し、老人妊産婦乳幼児身体
障害者等、生活基盤の弱い方
生活における不自由さがない
ように行政上の暖い手を差し

のべるようにしたい考であ
ります。ひとりぐらしのおと
追加工上もその一つでありま
す。将来の村を背負って立つ
児童に対しては、県の補助事
業採択を期待しながら児童遊
園を施設し遊び場のない子供
に開放し、のびのびとした世界
を提供する考であります。

重点項目の第三は、環境の
保全対策であります。

公害対策としては、水質汚
濁騒音振動対策を特に講ずる
こととし、河川水のみならず
河底汚泥も検査し公害発生防
止に努力する考であります。

交通安全対策につきまして
は、前年に引続き安全施設の
整備をはかることといたしま
した。

ごみの収集については、農
村部の収集回数を週三日にふ
やす予定であります。

次に第四項目としては、農
林業の振興発展であります。

世界的食糧危機到来が叫ばれ
ている今日良質多収の米づく
りを推進することとし、大型
防除機の導入をはかつて稲作
管理をすすめることといたし
ます。農業本来のあり方を見
直し、これになつて行く若
い世代の育成と生産集団組織
の確立は、農業経営の上から
欠くことの出来ない二大柱で
ありますので、前年度に引続
きこれをすすめてまいります。

農業基盤整備事業は、昨年
に続いて中沢、城之越地区の
暗渠、干が、排水、区画整理
等を実施し、本年度内には完
了するよう特別の努力をする
考であります。

重点項目の五番目は、商工

業振興対策であります。指
導機関の商工会強化充実を期
待しながら、地方産業育成資
金の貸付け及び信用保証業務
に対しての利子補助等経営、
運用資金面の金融施策を推進
してまいります。

農村工業につきましては、
かねて工業をすすめておりま
した製菓工場は、従業員募集
も一まづ終りいよいよ今月下
旬には操業開始することにな
りました。(注、三月二十四
日から操業開始しました。)

県内あげての不況の中で村
内の農業省力化による労働力
を吸収することが出来たこと
は、そのタイミングのよ
さと相まって議会各位がこれ
に示された御理解と、関係地
域住民の方々の御協力並びに
導入工場当局者の誠実な取り
組みが一体となつた結果のた
まものに外ならないものであ
りまして、改めて関係各位に
深じんな敬意を払う次第であ
ります。

重点項目の第六としては、
教育文化スポーツの振興をは
かることとあります。小中各
校の施設整備については内容
の充実をはかることとし、教
材の整備に留意いたしました。
社会教育スポーツの振興は
センターをその場として提供
し、その運営には気軽に出来
るよう配慮してまいります。

スポーツ体育の振興組織整備
も出来ましたので、これらの
育成を通じてその振興発展を
推進いたします。

この外、当初申し上げまし
ように和島村発足二十周年を
記念し、その歩みをするした

冊子を発行し、合併に尽力さ
れた先輩の功績をしのび簡素
ながら記念式典を計画し所要
の経費を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であ
ります。

歳入歳出総額四億六千四百
二十四万一千円であり、

このように昭和五十年
算はきびしい財源事情の中で
編成を行つたわけであり、

が、その基調といたしまして
ものは、人間を尊重し社会福
祉の充実を希求したものであ
り明るく豊かな調和のとれた
村づくりに努力する所存であ
ります。

どうぞ予算の内容を充分に
御審議下さいまして議決をた
まわりますようお願いを申し上
げます。

国民健康保険特別会計予算
の総額は、一億二千六百五十
七万円で前年対比一九、七％
の増となりました。ふえた理
由の重なるものは、老人医療受
診率の上昇、昨年十月実施の
医療費改訂の影響、及び今年

の一月から制度化した高額療
養費の負担増があげられます
これに対して国保事業の経
営理念から応分の保険料増徴
も避けることが出来ませんが
準備積立金の繰入れ等によつ
てこれを抑制し、前年対比二
三、四％を抑制いたしました。

任意給付については、国保
条例が改正され、助産費が四
万円に、葬祭費が一万五千元
に、育児手当金が月額一千元
にそれぞれ引上げられました
水道事業会計は、収益的取
入及び支出の予定額は、事業
収益として三千六百五十六万
九千円、事業費用として三千
四百五十六万六千円が予定され
ております。

資本的収入及び支出予定額
は、資本的収入で三十五万円
資本的支出で七百七十万円
となり、この不足する額七百
三十五万円は、当年度分損益
勘定留保資金六百十七万七千
円、過年度損益勘定資金百十
七万三千円で補てんすること
にしてあります。

50年度予算決まる

総額 4億6,424万円
前年比24.4%の伸び

昭和五十年一般会計予算
案などを審議した村議会の三
月定例会は、三月十八日特別
委員会に付託されていた全議
案に対し審議結果の報告を求
めたのち原案どおり可決して
閉会いたしました。一般会計
の予算規模は、四億六千四百
二十四万一千円で、前年対比
二四、四％の伸びとなりまし
た。

この予算の提案理由と、事
業の概要について村長は次の
とおり説明されました。

本年は御承知のとおり、こ
の三月三十一日をもって和島
村発足二十周年を迎えること
になりました。当時この合併
推進役となられた先輩諸氏の
努力が実を結んで新村が誕生
したのでありますが、新村誕
生の意義と発展をつづけてき
た過程を振り返り、行政執行
に誤りなきを期し初心を忘れ
ず新年度予算編成にあたりま
した。

昭和四十八年末以来の石油
戦略危機の影響は、昭和四十
九年度全期にわたつて国内経
済に暗い影をおとし物価高騰
と賃金上昇の悪じゆんかんを
繰り返して、政府はこれに対
して総需要抑制策をとり、そ
の結果物価上昇に對して鎮
静が見られるに至りました。
しかし金融の引締めは産業界
全般の伸長発展にバランスを
欠き、資金基盤の弱い中小企
業の倒産を招いている現況で
あります。

今後の見とおしとしては、
総需要抑制の枠内での現実政
策を打ち出して、幾分の
引締め政策を緩和するとして
も、従来の高度成長をとらな
いことを言明し、経済運営の
最重要として物価安定を柱に
国民福祉の向上と、食糧を始
め生活資料の安定供給の確保
と社会的公正の実現をはかる
こととを言明いたします。

このような基本的経済運営
方針のもとに国家予算は二十
一兆二千八百八十八億円で、
前年対比二四、五％の増加を
示し地方財政計画に於いては
二十一兆五千五百八十八億
円と、対前年比二四、一％の伸
び率となつております。

しかしながら国民総生産の
名目成長率一五、九％が実質
成長率四、三％に置きかえら
れることにかんがみて、その
実質的伸び率も推しはかれ
るべきであります。又地方財
政計画の内容をうかがうに、
市町村の依存財源たる地方譲
与税、地方交付税並びに地方
債の伸び率に比較して、社会
的公正の為に充当される国庫
支出金の伸びていることは反
面市町村の負担義務を裏付け
るものであり、双方の兼ね合
いを注視する必要があると思
います。従来道路事業にも適用採
択されてきた一般単独事業起
債については、本年〇裁定の
厳しい方針が打ち出されてお
ります。国のきびしい重点的
施策推進の為にとられる抑制

的財政施策は、直接市町村財
政にはね返つてまいりますが
このような国の政策基調に対
応しつつ可能な限り村民福祉
の充実と村勢発展の基盤整備
を推進する心くばりが必要と
考えます。これがため従来に
も増して村税等自主財源の確
保と地方交付税等依存財源の
推計を適確にして財源確保に
努力を重ねると共に、財源配
分の重点化を通じて社会的不
公正を是正し重点施策の遂行
をはかり、以て明るく豊かで
調和のとれた村づくりをおし
進める所存であります。

先づ通年予算編成を基本と
する財源確保の内容について
申し上げます。

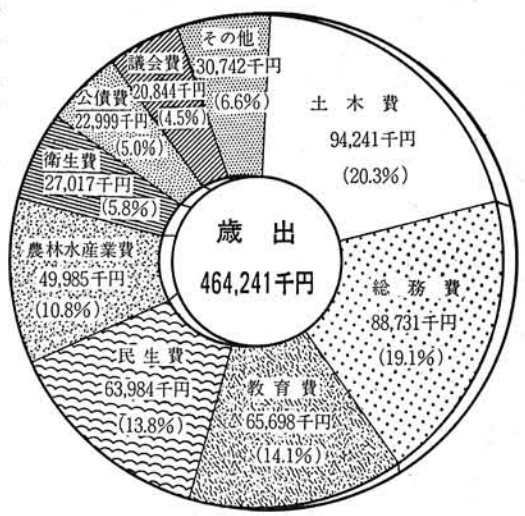
村税につきましては、全体
として四十九年度決算見込
額を基調として推計いたしま
した結果七百三十七万四千
円となりました。これは昨年

対比一千二百四十八万八千
の増であり、率にして二一、
二％増であります。

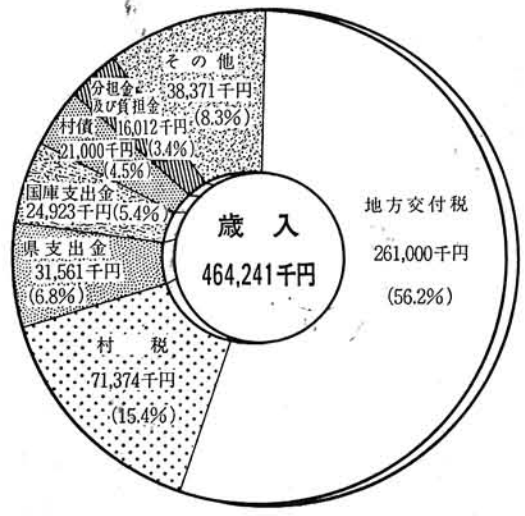
地方交付税については四十
九年度八月算定分から土地開
発基金分を除いた額の二八％
増を基礎として算定し、特別
交付税については四十八年実
績と同程度と推計し合計二億
六千六百万円を計上いたしま
した。この額は一般財源総額に
対して七三、六％の割合を占
め、一般財源総額は昨年当初
に比べ八百八十一万四千円
の増であり、率にして三〇％
の増であります。これに加え
まして国県補助事業採択の方
針と並行して道路整備事業に
おける県の自治振興資金を導
入すべく計上いたしました。

この外分担金、国県補助金
等特定財源を加えて、才入総
額、四億六千四百二十四万一
千円を計上するに至つた次第

一般会計予算



464,241千円



あせっている、今があなたの、赤信号

選挙

新潟県議会議員選挙は

四月十三日です

任期満了による選挙が四月十三日に行われます。

自由な判断で責任のある一票を、みんなで棄権することなく投票しましょう。

◎県外へ転出した人は投票できません

◎県内で住所を移した人は四月十九日午後八時以降、県内の他の市町村に転出した人は、和島村で投票できます

◎投票するときは 入場券を忘れないで持つて来て下さい。忘れ場合は係員に申出下さい。

◎不在者投票のときは 一入場券を忘れないで持つて来て下さい。忘れ場合は係員に申出下さい。

◎投票の秘密は守られます

村長選挙は

四月二十七日です

和島村長の任期満了による選挙は四月二十七日が投票日です。

◎不在者投票制度を利用しましょう

◎村外へ転出した人は投票できません

投票の方法

村長選挙についてのみ、投票の方法は○をつける記号式が採用されています。

◎記号式投票の投票用紙には候補者の氏名があらかじめ印刷してあります。

◎投票したいと思う候補者の氏名の上に○の印を押して下さい。

◎この○の印は、投票所に用意してある○のしるしをあらわすゴム印とスタンプ台を使って下さい。

◎○以外のしるしや、○をつ

ける欄以外のところに○をつけたり、用意してあるゴム印以外のもの記載し、無効投票や疑問票になることがありますので、注意して下さい。

投票用紙の見本

和島村長選挙投票

注意 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。

二、○のほかも書かないこと。

○をつける欄

候補者氏名

甲野 太郎

乙野 次郎

丙の 三郎

立会演説会開催

県議会議員選挙の立会演説会が次の日程で行われますのでごぞつてお出かけ下さい。

四月八日午後七時より

和島村総合福祉センター

重度身体障害者も郵便で投票できます

身体に重度の障害があり、今迄投票所に行けない為、投票することができなかつた人にも、今回の法律の改正で「

郵便による不在者投票」制度により、選挙に参加することができるようになりました。

◎郵便による不在者投票のできる人

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で次のもの

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障害	一級もしくは二級
心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害	一級もしくは二級	一級もしくは二級
三級		

手続は早めに

郵便のやりとりが三回もあり、日数がかかる為手続は早めに行つて下さい。

◎必ず本人の署名が条件の一

一年間、健康でした！

三月十三日、役場議場において健康家庭の表彰式が行なわれました。表彰された家庭は次の十世帯の方々です。

- (部 落) (世帯主)
- 下小島谷 石井 孝尚 (2)
- 小林 孝栄 (1)
- 駅前 渡辺 朝五郎 (1)
- 倉部 義雄 (1)
- 日野浦 佐々木 豊宣 (1)
- 中 沢 大矢 作市 (1)
- 坂 谷 宮田 マサイ (2)
- 三瀬ヶ谷 加勢 茂夫 (2)
- 北 野 高橋 光雄 (2)
- 川 端 早川喜代太郎 (1)



国民健康保険に加入の皆さんへ

和島村に誘致された和島ブルボン(株)の社員募集により、正式採用された方は国民健康保険の被保険者証、会社の被保険者証及び印鑑を持参の上、すみやかに国民健康保険の届け出を役場窓口で行つて下さい。

確定申告が

間違っていたときは

昭和49年分の所得税の確定申告の受付は、3月15日で終わりました。しかし、確定申告書を提出した後で、計算間違いなどのために、確定申告書の記載内容が間違っていたことに気づいた人は、それを訂正することが出来ます。

訂正申告書の提出は、提出を忘れていた人は、すぐに確定申告をする必要があります。

そこで今回は、確定申告が間違っていたときの訂正の手続などについて説明します。

◎税額を少なく計算していたときは「修正申告」を

所得や税額の計算を間違えて、終になつて納めた税金が少なかつたり、還付を受ける税金が多かつたりがわかつたときは、正しい金額に訂正するために「修正申告」をする

◎税額を多く計算していたときは「更正の請求」を

所得や税額の計算を間違えて、税金を過め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかつたときは、正しい金額に訂正するために「更正の請求」をすることが出来ます。

確定申告を忘れていたときは「期限後申告」を

昭和49年分の所得税の確定申告の受付は、3月15日で終わりましたが、申告書の提出がなかつた場合は控除は認められないことがあります。申告書の送付を受けた人や、申告をしなればならない人でまだ未提出の方は至急税務課まで提出して下さい。

確定申告を忘れていたときは「期限後申告」を

昭和50年度分村県民税の申告期限は、3月15日で終わりましたが、申告書の提出がなかつた場合は控除は認められないことがあります。申告書の送付を受けた人や、申告をしなればならない人でまだ未提出の方は至急税務課まで提出して下さい。

確定申告を忘れていたときは「期限後申告」を

昭和50年度分村県民税の申告期限は、3月15日で終わりましたが、申告書の提出がなかつた場合は控除は認められないことがあります。申告書の送付を受けた人や、申告をしなればならない人でまだ未提出の方は至急税務課まで提出して下さい。

確定申告を忘れていたときは「期限後申告」を

昭和50年度分村県民税の申告期限は、3月15日で終わりましたが、申告書の提出がなかつた場合は控除は認められないことがあります。申告書の送付を受けた人や、申告をしなればならない人でまだ未提出の方は至急税務課まで提出して下さい。

確定申告を忘れていたときは「期限後申告」を

昭和50年度分村県民税の申告期限は、3月15日で終わりましたが、申告書の提出がなかつた場合は控除は認められないことがあります。申告書の送付を受けた人や、申告をしなればならない人でまだ未提出の方は至急税務課まで提出して下さい。

し尿汲取料金を改正

し尿処理業務につきまして皆さんの協力により作業が円滑に遂行できましたことを厚くお礼申し上げます。

つきましては、昭和五〇年四月一日から、し尿汲取料金が十八リットル当り三十五円から四十五円に値上げすることになりました。

諸物価の値上りによるやむを得ぬ措置でありますので、何卒ご理解あるご協力をお願いします。

なお、左記のことについてよろしくご協力下さい。

一、汲取料金の支払について

は汲取券に限り、(汲取業者が直接現金を支払う方がありますが、絶対に交通安全に十分気をつけて通行して下さい。)

二、お手持ちの旧汲取券の交換は早めに

旧汲取券は三月三十一日以降の使用は出来ません。新汲取券と交換の上、使用して下さい。交換期間は三月二十五日から四月三十日まで役場窓口でおこないます。

三、提出期限及び場所

昭和五十年四月二十日 各部落農区長さん宅まで

四、結果報告

調査結果については、五月中旬指導機関等の考えを付記し全農家にお知らせ致します

五、注意事項

1. 農業後継者及び若手農業従事者の方が主に御記入下さい。

2. また、農業後継者(若手農業従事者)の方がおられない場合は農業経営者の方が御記入下さい。

3. 結果報告

調査結果については、五月中旬指導機関等の考えを付記し全農家にお知らせ致します

注意事項

農家意向調査に協力を！

各農区長さんを通じ、農家の皆さんに配布されますアンケートについて、未記入及び未提出のないように御協力を

お願い致します。

一、目的

これまでの高度成長経済とは異なり最近の情勢は安定成長路線へと大きく転換を迫られております。このような状態の中で農業は国際分業論の後退を通じ農産物自給率の向上等、農業見直し機運が生まれております。このような時、農政の基調を探るべく幅広く皆さんの意見をお聞かせ願

い、今後の参考にさせていただきます。

二、調査内容

これは、昭和四十八年四月から昭和四十九年三月までの一年間、国保に加入している方々のうち、病気をせず健康で過ごされた家庭が対象となつたものです。

中でも大矢作市さんの家庭は、昭和四十六年から三年間健康で過ごされ、記念品が贈られました。

病気をしないと健康のありがたさを忘れがちです、春が訪れ、又農作業が始まります休養を十分とり、毎日を健康で過ごしたいものです。

国民健康保険に加入の皆さんへ

止まります、待ちます、車のされるまで